

平成 26 年 3 月 1 日発行
- No. 169 -

さくらい 市議会だより



市民とともに、より開かれた議会をめざして

平成 25 年
12 月定例会

平成 25 年度 一般会計補正予算

7 億 9,020 万 7,000 円を可決!

議会審議のあらまし

12 月定例会における本会議での審議の概要は、次のとおりです。

まず、12 月 5 日に開会し、市長より提出議案の理由説明がありました。

次に、12 日の本会議において別記のとおり熱のこもった一般質問が行われました。

続いて 16 日に議案審議があり、報告案件 1 件は全員異議なく承認され、議案第 50 号から第 55 号、議案第 57 号から第 69 号、議案第 71 号から第 73 号については、委員会付託を省略して審議の結果、全員一致で原案どおり可決されました。議案第 56 号・70 号については総務委員会に、付託されました。

また、議員発議による意見書については、討論のあと採決され、賛成多数で原案どおり可決されました。

次に、20 日に本会議が再開され、総務委員会から審査報告があり、採決の結果、審査

報告どおり、可決されました。

続いて、市長より人事案件 3 件の追加提出があり全員異議なく同意されました。

以上、付議されました案件の審議はすべて終了し、同日をもって閉会致しました。

議会改革特別委員会の審議状況・進捗状況

桜井市議会基本条例の制定にむけて



第 16 回 議会改革特別委員会

桜井市議会では、「市民の代表機関であることを常に自覚し、公平性、透明性、信頼

性を重んじた市民に開かれた議会」を念頭に、議会の基本理念や役割、議員の責務を定めた条例、『議会基本条例』の制定を目指し、1 月には(素案)に対するパブリックコメントを募集し、現在、市民の皆さんからいただいた意見を参考に最終案を取りまとめています。

トピックス

桜井市公共交通の充実に
関する提言書を策定!

桜井市民の生活交通手段の確保に反映すべく、桜井市議会議員総意として①抜本的な交通体系の見直し②地域の声をより取り入れることのできる体制づくり③観光のまち桜井にふさわしい公共交通の検討について、意見を取りまとめ、桜井市長・桜井市地域公共交通活性化再生協議会会長に提言書を提出しました。

▽提出日

平成 26 年 1 月 31 日

議決結果

議案番号	件名	概要	議決結果
報第 16 号	専決処分の報告、承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）	職員が運転する公用自動車の物損事故等による損害賠償額を定める	承認 (賛成全員)
議案第 50 号	平成 25 年度桜井市一般会計補正予算（第 2 号）	補正額 790,207,000 円 退職予定者増加に伴う退職手当の追加等	可決 (賛成全員)
議案第 51 号	平成 25 年度桜井市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	補正額 △ 890,000 円 人件費及び共済費の精査による	可決 (賛成全員)
議案第 52 号	平成 25 年度桜井市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	補正額 446,498,000 円 財政調整基金への積立金の追加所要額	可決 (賛成全員)
議案第 53 号	平成 25 年度桜井市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	補正額 554,969,000 円 介護給付費で居宅介護サービス給付費等による	可決 (賛成全員)
議案第 54 号	奈良県広域消防組合の設立に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	奈良県広域消防組合の設立に伴い、本市の消防本部が廃止されるので、条例における「消防」の字句等を整理する	可決 (賛成全員)
議案第 55 号	桜井市有施設最適化整備更新基金条例の制定について	市役所庁舎その他の市有施設が老朽化している現状を踏まえ、将来に向けて整備・更新に必要な財源を確保する必要があることから、基金を創設し、財源を積み立てることを目的とする	可決 (賛成全員)
議案第 56 号 (総務委員会)	桜井市行政組織条例の一部改正について	平成 26 年 4 月 1 日以後の組織を再編成する	可決 (賛成全員)
議案第 57 号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について	普通財産と同様、行政財産についても、相手方が地方公共団体である場合等において無償貸付することができるよう、所要の改正	可決 (賛成全員)
議案第 58 号	桜井市税条例の一部改正について	奈良県税条例の一部を改正する条例及び地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴う改正	可決 (賛成全員)
議案第 59 号	桜井市国民健康保険税条例の一部改正について	地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴う改正	可決 (賛成全員)
議案第 60 号	桜井市国民健康保険高額療養費貸付基金条例等の一部改正について	地方税法の改正、及び桜井市税条例の一部改正に準じた率となるよう、下記の条例における平成 26 年 1 月 1 日以後の延滞金について、特例規定を定める	可決 (賛成全員)
議案第 61 号	桜井市駐車場条例の一部改正について	初瀬駐車場の使用料の改定	可決 (賛成全員)
議案第 62 号	桜井市乳幼児・小児医療費助成条例の一部改正について	平成 26 年 4 月 1 日から、医療費助成に対する県の補助の対象が拡充される予定であるため、これに準じて助成対象を拡充する	可決 (賛成全員)
議案第 63 号	桜井市共同浴場条例の一部改正について	浴場の利用料金の改定を行う	可決 (賛成全員)
議案第 64 号	桜井市火葬場条例の一部改正について	火葬場の使用料の改定を行う	可決 (賛成全員)
議案第 65 号	桜井市下水道条例の一部改正について	平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率改定に併せ、消費税分を値上げする	可決 (賛成全員)

議案番号	件名	概要	議決結果
議案第 66 号	桜井市水道給水条例の一部改正について	平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率改定に併せ、消費税分を値上げする	可決 (賛成全員)
議案第 67 号	桜井市簡易水道給水条例の一部改正について	平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率改定に併せ、消費税分を値上げする	可決 (賛成全員)
議案第 68 号	桜井市大型共同作業場条例の廃止について	休止している桜井市大型共同作業場を、廃止する	可決 (賛成全員)
議案第 69 号	辺地に係る総合整備計画の策定について	テレビ放送の地上デジタル化により難視聴区域となった笠地区において、地元が受信アンテナ等施設を設置することに対し補助金(国庫補助)を交付するため、辺地対策事業債の起債に必要とされる「辺地に係る総合整備計画」を策定する	可決 (賛成全員)
議案第 70 号 (総務委員会)	権利の放棄について	桜井市土地開発公社の解散に伴い、桜井市土地開発公社に代位して弁済した 16 億 2,481 万 667 円のうち、代物弁済として桜井市土地開発公社から取得する土地の評価額 4 億 7,811 万 1,814 円を控除した 11 億 4,669 万 8,853 円の求償権を放棄する	可決 (賛成全員)
議案第 71 号	奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について	奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、奈良県市町村総合事務組合を組織する市町村等の変更について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求める	可決 (賛成全員)
議案第 72 号	奈良県市町村総合事務組合の規約の変更について	奈良県広域消防組合が設立されることに伴い、新たに奈良県広域消防組合を構成団体とするための規約の一部変更について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求める	可決 (賛成全員)
議案第 73 号	公の施設の指定管理者の指定について	地方自治法の規定による、公の施設の管理を行う指定管理者の指定	可決 (賛成全員)
発議案第 7 号	介護保険制度における新たな地域支援事業の導入に係る意見書の提出について	提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣 総務大臣	可決 (賛成多数)
同 第 5 号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	大字外山 高岸 正光 氏	同意 (賛成全員)
同 第 6 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	大字上之宮 西田 定 氏	同意 (賛成全員)
諮 第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	大字大福 大西 正子 氏	承認 (賛成全員)

答(市長) 本市がバイオマス

られたのか。 本市がバイオマス
 修してくる」との答弁を
 された。役立つ情報は得
 入っており、しっかりと研
 究しているが、真庭市も
 に自治連合会の県外視察
 を紹介したところ、「7月
 山県真庭市の取り組み等
 ス発電の先進地である岡
 く、官民連携のバイオマ
 材産業の活性化を図るべ
 本市の地場産業である木

問 再生可能エネルギー政策につ
 いて
 6月定例議会において、



公明党代表質問
 万波 迪義議員

市政について
 ここが聞きたい

=一般質問=

発電に取り組むには、樹皮等の絶対量が不足していることから、吉野地域を含めた広域的な取り組み、貯蔵施設や発電所設置の問題について考えなければならぬと実感した。しかし、真庭市がまちを危機的狀況から甦らせることができたのは、地域の皆さんが共通の危機感を持ち、小異を捨て大同につけたからだということであり、今後の本市のまちづくりは大いに参考としたい。今後もバイオマス発電に限らず、再生可能エネルギーの活用を含め、情報収集に努めたい。

ごみ収集について

問 昨年の12月定例議会で、「高齢化が進む中、道路が狭隘な場所においては、小型パッカー車を導入するなど、今以上に市民の要望にきめ細やかで効率的な業務運営を図り、対応すべきでないか」という質問に対し、「今後、環境部とも良く相談し、集積場所や業務の効率化など、改善すべき点、臨機応変な対応などを検討していく」との答弁であったが、現状何一つ改善さ



持ち去り被害が問題となっている資源ごみ（新聞紙）

を検討したい。
レセプト・健康情報を活用したデータヘルスの推進について

問 広島県呉市では、国保加入者のレセプトのデータベース化を行い、それらを活用したジェネリック医薬品の推進などで、今年3月までに薬剤費の削減額累計が5億円を

れていないのではないかと新聞の持ち去りについても被害額はどれほどあり、どのような対応をとっているのか。

答（市長） 今日の社会情勢の変化の中、災害時の対応や高齢化社会における社会的弱者や障がい者等に対するきめ細かなごみ収集に關し、なお一層傾注していきたい。

答（環境部長） 仮に持ち去り料を5000トンとした場合、160万円ぐらいの被害額になる。罰金も条例制定しており、県内自治体でも共通の悩みであり、対策

を超えていると聞く。地元医師会との協力関係が重要と考えられるが、本市の取り組みはどうか。

答（市長） 紹介された呉市の事例も研究しながら、医師会をはじめとする関係機関とも十分連携を図り、医療費の適正化に取り組んでいきたい。

学校給食センターについて

問 第2次行財政改革アクションプランでは、学校給食センターを別敷地に新築し、完成時に給食調理業務の民間委託を導入するとあるが、進捗状況はどうか。また文教厚生

委員会の所属議員で先進地の愛知県豊西市を視察してきたが、PFI方式を取り入れていた。本市はどのように考えているのか。

答（教育長） 現在、建設候補地として市有地を優先的に検討し、課題整理を行っている。事業手法については施設の竣工後に民間に委託する従来方式と、施設設計から運営までを一括で民間事業者任せの官民連携方式のPFI方式を選択肢に検討している。

一般質問
東 俊克議員



産業廃棄物最終処分場について

問 本市の高田地区にある産業廃棄物最終処分場の埋め立て業務が12月をもって終了されたと聞いている。当該処分場は、平成2年から24年間にわたり産業廃棄物が埋め立

てられ、この間、周辺地域の住民は、処分場から漂ってくる悪臭に悩まされ続け、日常生活そのものを脅かす被害を訴え続けてこられた。今後も埋め立てられた廃棄物の飛散や流出の防止対策、廃棄物を通じた浸出水の排出管理、更に閉鎖後の処分場の跡地利用計画など、多くの問題が山積している。住民の安心と安全を守る市として、どのように対応していくのか聞きたい。

答（市長） 埋め立て終了後についても、引き続き臭気検査と水質検査を実施し、規制基準が順守されるよう経過を見守っていく、住民に安心いただけるよう努めたい。更に、当該地区が多武峰・高取景観保全地区内に含まれていることから、今後の跡地利用については、環境・景観保全の観点から、また、今後の事業者による維持管理の状況を見ながら、まちづくりを進めていく中で、県との連携はもとより、環境部や産業建設部等関係各課が連携を取り合い、適切な指導を行っ

第2次行財政改革アクションプランについて

ていきたいと考えている。
 平成20年度に105.8%あった経常収支比率は平成24年度では98.8%に改善されたが、依然として高比率を示しており、財政の硬直化が進んでいると言わざるを得ない。更に財政力指数を見れば、平成20年度には0.556であったが、平成24年度には0.508と後退しており、まちづくりなどの投資的経費に充当できる余剰財源は全く見込めない状態が続いている。これまでの取り組みの評価

問

と第3次行財政改革アクションプランの計画について聞きたい。

答(市長)

施設の廃止・休止・統廃合及び組織の見直しなども含めた抜本的な改革を行うことに重点をおいた第2次行財政改革アクションプランを策定し、平成21年度から取り組みを進め、5年間の効果見込額30億5,634万円のうち、平成24年度までで25億6,656万円の実績効果額となり、全体としては概ね順調に取り組みは進んでいると考えている。しかしながら、市の財政状況は危機的な局面からは脱したとはいえないものの、未だ財政基盤は脆弱であり、健全化に向け、現在の取り組みを継続しながら、さらなる取り組みの推進が必要である。そこで、現在の社会情勢にあった新しい「桜井市行財政改革大綱」の策定のため、行財政改革推進懇話会を開催し、今年度中に提言をし



行財政改革推進懇話会のようす

は危機的な局面からは脱したとはいえないものの、未だ財政基盤は脆弱であり、健全化に向け、現在の取り組みを継続しながら、さらなる取り組みの推進が必要である。そこで、現在の社会情勢にあった新しい「桜井市行財政改革大綱」の策定のため、行財政改革推進懇話会を開催し、今年度中に提言をし

ていただくことになっていく。この提言に基づきパブリックコメントを経て、平成26年8月までには実施計画である第3次行財政改革アクションプランの策定を行っていきたい。

一般質問

我妻 力議員



桜井市の今後の成長戦略について

問

本市は行財政改革を続けてきた結果、平成24年度決算で実質収支7億3,000万円余りの黒字となったが、経常収支比率は98.8%と依然高く、投資に使える財源はほとんどない状況にある。特に市税では平成23年度に比べ1億円余り減少しており、本市の産業は依然として不況から脱却できていないことは、誰の目にも明らかである。こうした閉塞的な状況から脱却するには、

今後の成長戦略をもって税収を確保できる施策を打ち出す必要がある。本市も従来の国や県の補助金に頼るやり方でなく、独自に地域産業の育成に取り組み、税収の確保に努めなければ、取り残されていくのではない

か。橿原市と発展に差が生じているのは、観光に頼るあまり、産業の基盤整備に力を費やしてこなかったことにあると考えられるだろうか。市長の考える観光でどれ程の税収が見込め、いつになったら自主財源が潤うと考えているのか。観光も大事であるが、観光一本で戦略とするのは甚だ疑問である。第5次総合計画がつけられたときの時代背景と、アベノミクスの今とは違う。第5次総合計画にあまりとらわれず、柔軟な対応が必要でない



奈良県農業大学校6次産業化研修拠点整備イメージ

答(市長)

か。今回高家にできる6次産業の件では、県が国に「奈良県の食文化、また日本の食文化を世界に発信する重要な施設」として、国家戦略特区の申請をしているという。海外への発信など、どのような戦略を持つのか。松井市長になって、市民生活が変わったと言われるよう、このあとの2年間で、結果を出せるよう、市長のリーダーシップに期待する。

第5次総合計画にもあるように観光・産業創造都市を目指している。本

市には、他市にないすばらしい歴史文化遺産や神社仏閣があり、これら観光資源については、先ず歴史文化基本構想を立てたい。その上で、自主財源が厳しいことから一気には進まないが県や国と連携し、市民やNPOとの協働による観光振興に取り組むとともに、企業誘致による産業の振興を図り、税収が上がることを考えていきたい。第3次・第4次総合計画もすばらしい計画であったが、財政が非常に厳しいときであり、絵に描いた餅に終わってしまったことが、発展できなかった理由と考える。今はこの3年間黒字になり、何としても第5次総合計画を實現に近づけたい。そのためにも、県や国と連携を密にし、先ずはできるところから、進めていきたいと考えている。

市長の反転攻勢とは何か

問 市長はこれまででは行財政改革を行い、赤字財政からの脱却を図ってきたが、これからは積み残した課題を一つずつ解決し、反転攻勢を行っていくといわれている。市長の反

転攻勢とは具体的にどういうことか。

答 (市長) これまでの削減に重心を置いた行財政改革から、政策實現のための行財政改革に重心を移していく必要があると考えており、第1次、第2次行財政改革の期間の財政状況が厳しかった時に手を付けることができなかった、先送りされてきた課題の解決を図るとともに、地域の活性化、食育の充実、「陽だまり政策」による安全安心の住みよいまちづくりの政策等に

取り組む「日本一住みよいまち桜井」の實現を目指していくことが反転攻勢と考

一般質問

土家 靖起 議員



平成26年度予算編成方針について

問

予算には、その年度における市長の思いが、市民の目に良くわかる形で

現れる。1期目の折り返しも過ぎ、3回目の予算編成となるが、枠配分方式に捉われないことなく、「陽だまり政策」など、市民が大いに期待するマニフェストを実行すべくメリハリの効いた予算編成が必要と考えるがどうか。そのためにも事務職員を

県へ派遣し、新たな視点でものが見れるよう、研修させてはどうか。国への補助金申請については十分留意すべきである。NPO法人笑集会の問題では契約当時、大阪で法人登録しており、本市に存在はしてない。補助金の申請地が本市とのことであるが見解を聞きたい。また備品については特定できたのか。

答 (市長) 平成26年度予算を

自分自身のマニフェストを反映できるものとして、県への職員の派遣は、前向きに人材育成の観点から検討したい。備品については調査中であり、調査の結果、不適切な執行等が確認されれば、被害届を出し、状況によっては法的手段も含めて顧問弁護士と相談しながら進めたい。

答 (福祉保健部長) 本来、登記簿を確認し、登録された所在地、名称で申請を行うよう、指導すべきだった。

行財政改革について

問 ごみ収集の民間委託見送りや現業職員の採用に

より、「本市の行財政改革は後退しているのではないか」との市民の声をよく耳にする。行財政改革における個々の項目の裏付けの一つとして活用されるべき行政評価制度も十分機能しているとは言いがたい。次期行財政改革は、17年も前の行財政改革大綱を基本理念とするのではなく、外部の有識者の意見を反映した新たな理念のもと策定してはどうか。また、第3次行財政改革アクションプランの實施までに空白期間が生じる。改革が途切れたり、職員の意識が薄れないよう留意し、市長の公約について補助者は、しっかりととした実施計画の作成をすべきである。

答 (市長) 今後、限られた財源の中で、新たな行政課題

や社会経済情勢の変化に的確に対応していくため、行政評価と予算の連携における仕組みを構築し、選択と集中による行財政運営に取り組む必要がある。これまでの行財政改革は、合理化や効率化により一定の成果を上げてはいるものの、改革の経緯や決定過程が市民に伝わらなかつたり、理解が得られていないのも確かである。これらのことから、今回、桜井市行財政改革推進懇話会を開催し、識見者の方々からの提言をもとに、新しい行財政改革大綱を定め、行財政改革の推進に努めたい。

桜井区神之森町から薬師町における浸水、冠水被害対策について

問 桜井区神之森町から薬師町を通じて国道へ抜ける、あるいはその西側の図書館から桜井地区公民館の前を通っておりてくる道路

帯については、国道で堰き止まり、今も浸水、冠水被害が特にひどい状況にある。平成20年の3月定例議会でも質問し、「市街地浸水対策事業として取り組んでいる。雨水排水を寺川に誘導で

答 (市長) その後の調査により、既設水路の拡幅やルート変更、また国道へのバイパスなど検討したが、道路の地下埋設物により、物理的に困難と判断した。貯留浸透施設については、地元と協議し、協力が得られれば、基本調査や国庫補助金の申請等を具体的に検討したい。それらを解決した上で、県道の側溝整備等を県土木と協議し、連携を図りたい。

答 (産業建設部長) 元第2保育所の跡地の市有地に貯留浸透施設を設けたいと考えているが、実行するにあたっては工事の進入路の間



冠水被害のようす

題であるとか、地元の協力が必要不可欠である。

一般質問

岡田 光司議員



問 松井市政3年目の思いについて

市長は、折り返し点となる3年目を迎え、どのような感想と公約に対する思いをもっているのか。公約の目玉でもある「陽だまり政策」における地

域医療連携室には、医療の受け入れ体制の向上等、非常に期待している。平成23年12月の定例議会では、「輪番制の運営協議会のメンバーと消防等との実態を連絡調整し、話し合う場を立ち上げる」とのことであったが、これらは進んでいるのか。また公約の防災・防犯に関する「地域安全安心まちづくり条例」の制定は立ち消えてしまったのか。緊急体制を考える上で、危機管理監の設置は非常に良いことだが、大規模災害が発生した時に現在



ロッカーの上に積み上げられた書類

の庁舎が、対策本部を立ち上げられる状況にあるのか。優先順位もあるが、早急に対処すべきと考える。出来ることから行うならば、落ちてきた物や倒れたロッカーが邪魔になり、職員が避難所の開設に手間取ることはないように、日頃から職場内の安全衛生には十分留意ほしい。

答 (市長) 24年度決算は、23年度に引き続き黒字とすることができたが、何か新しいことをしようとするれば、まだまだ不十分であり、今後はこの黒字幅を広げる努力をしつつ、「日本一住みたいまち、誇れるまち桜井」の実現に向け、反転攻勢を図りたい。桜井市地域医療に関する懇話会を年度内に立ち上げ意見を聞き、その先に地域医療連携室も考えていきたい。市民が安全安心に暮らせるまちづくりに条例の制定は必要であり、決して諦めたものではない。

く、制定にむけて考えている。

答 (消防長) 済生会中和病院と緊急搬送時における傷病者の受け入れについて意見交換を行い、収容率も上がっている状況にある。

答 (福祉保健部長) 救急医療体制については、現在、救急医療や在宅医療等のワーキンググループで協議している。

答 (市長公室長) 安全衛生委員会に再度点検を含め、各部署に改善の指示をした。

子ども・子育て支援について

問 平成24年8月の国会で、「子ども・子育て関連3法」が成立した。この法案に基づき「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年より本格的にスタートするが、6月の定例議会で「子ども・子育て会議設置条例」を可決して以来、まだ会議は開かれていない。万全なる準備を望むが、取り組み状況を聞きたい。認定こども園については、3月の定例議会でも「福祉保健部と教育委員会」で、協議に入った」との答弁であったが、

どのように進んでいるのか。本市には民間の幼稚園もあり、認定こども園に対する本市の方針を早い段階で示さなければならぬのではないかと。市長のリーダーシップが、物事を滞らせず事業の早期実施に繋がると考えますが、指示はどのようにされているのか。

答(市長) 子ども・子育て会議は、非常に大事な会議である。12月20日に第1回を開催するが、次の会議には市の方針を出して、早く結論を出すよう指示をした。市長として指示が遅れたことを反省している。

答(教育長) 認定こども園も手法の一つと捉え、より質の高い就学前教育の提供について、さらに研究し、子ども・子育て会議の意見も伺い、福祉保健部と協議を重ねたい。

答(福祉保健部長) 子ども・子育て会議は人選に手間取ってしまった、大幅に遅れた。会議は市民のニーズ調査結果を受けて、本年度に2回、26年度に3回予定している。認定こども園については、2月の教育委員会

との協議以降はなく、今月に予定している。

一般質問

工藤 将之議員



観光政策について

問 2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定した。神戸市や京都市など、既に観光で成功を収めている近隣地域が、対策検討会を設置するなど、更に努力を進める中、本市は一層の努力と近隣市町村との連携なくして、この厳しい競争には立ち向かえない。このような中、本市では「大和さくら100選」を選出し、歴史文化基本構想

を洗い直し、それらを地域にあわせて活性化を図る、いわば地域づくりの基本的な指針となるもので、「100選」は、その基礎情報として活用し、観光ボランティアの会などの人材育成や、地元農産物の6次産業化に向けた取り組みに生かしたい。ヤマト王権発祥の地である桜井市として、中南和の市町村と広域連携を進めていきたい。観光圏については、研究を進め、広域観光が実現するよう先頭に立って頑張りたい。

答(市長) 歴史文化基本構想とは、本市の歴史文化遺産も策定中であるが、どのように活用しようと考えているのか。今後の近隣市町村と連携した観光振興について聞きたい。他地域に負けずに観光客を誘致するには、どの地域と特にストーリーを構築するのか考えていくとともに、本市がリーダーシップをとり、国交省が定める観光圏整備法などを活用した取り組みを2020年に向け、早急に始める必要があるのではないかと。本市の歴史文化遺産



大和さくら100選

行政運営について

① 行財政改革アクションプランについて

問 今年度をもって第2次行財政改革アクションプランが終了するが、総括ならびに今後はどのような考えを持っているのか。市長自身、未達成という思いで、これだけは第3次に反映したいと考える事業とは何か。現在、行財政改革推進懇話会を開いているとのことだが、遅きに失する感がある。これでは第3次を26年度から発足出来ないかと考えるが

どうか。

答(市長) 危機的な局面から脱したものの、いまだ財政基盤は脆弱であり、健全化に向け、現在の取り組みを継続しながら、更なる取り組みの推進が必要と考える。過去のアクションプランで実現できなかったことは明白に掴んでおり、原因を検証し、第3次に反映させたい。遅れることのないよう、リーダーシップを発揮しなければと反省している。

答(総務部長) 少し遅れていたということについては、私たち補助機関の職員の責任と考える。

② 企業誘致について

問 桜井市中和幹線沿道大福地区企業誘致条例は、平成29年3月31日をもって、同日までにその申請がなされていないければ、その効力を失うとある。現在の進捗状況はどうか。先日、産業建設委員として視察した岐阜県美濃加茂市や多治見市の企業誘致では、本市と状況に差異があるものの、全庁挙げて取り組む意気込みや手法に参考となるものが

多くあった。企業誘致に
対する市長の思いを聞き
たい。

答（市長） 大福新道線と中和幹線の南西エリアの全部については、イオンリテール株式会社、南東エリアの一部については、ドン・キホーテが、それぞれ出店予定エリアの全地権者と予約契約を締結し、出店に向けた作業を行い、北側エリアの一部についてはドラッグストアと住宅展示場が進出予定であるが、一日も早く全区域に企業誘致が行われるよう最善を尽くしたい。また、美濃加茂市や多治見市の職員の効率的な活用は大いに参考としたい。

一般質問

吉田 忠雄議員



中和宮繕高田地区産廃最終処分場について

問 株式会社中和宮繕が平成2年以來、23年余り続けてきた最終処分場の埋

立事業を年内に終了すると聞いている。市として、このことや現在の状況を掌握しているのか。周辺住民は、最初の埋立容量の変更が出された平成10年ごろより、悪臭に悩まされ続けてきた。事業が終了しても廃棄物は永久に残り、地下水源の汚染など、今後も住民への健康被害が懸念される。事業者は、事業終了後も処理施設の維持管理にあたるが、市、県、事業者はこれまでの水質検査や臭気検査を安全が完全に確認されるまで続けると

もに、台風や昨今のゲリラ豪雨など大雨の時期には、処分場で大きな地滑り現象が起これらぬよう定期的上空からの監視活動をを行う必要がある。また市として県や地元との協議の場に入り、苦情や要望の把握に努めるべきと考えるがどうか。

答（市長） 直近の平成25年10月末現在での報告では、許可容量に対し、残余容量は約1,300m³と聞き及んでいる。処分場の高さは、標高299.5mが順守されるよう県が指導している。また処分場の埋



中和宮繕高田地区産廃最終処分場

立事業の終了について県に確認したところ、現時点では終了届は提出されていないが、事業者から年末を目途に提出したいと話があったと聞いている。埋立事業終了後も、引き続き臭気検査と水質検査を実施し、規制基準が順守されるよう経過を見守り、市民に安心いただけるよう努め

たい。悪臭、水質、崩落防止など跡地管理安全対策については、事業者の責任において適正に対策が実施され、将来にわたって周辺環境の保全が図れるよう、今後とも県と連携を図りながら監視を行う中で対応したい。

子どもの医療費の無料化について

問 子育て応援、子どもの穏やかな成長を応援する制度として、子どもの医療費助成制度が各地方自治体で実施されており、県の制度に対し、当市を含め県下32の市町村では独自に助成対象年齢を拡充している。しかしながら、子育てにかかる経済負担の軽減や子どもの保健向上、健全育成の観点から見れば、まだまだ不十分と言わざるを得ない。来年度から、入院にかかる医療費の助成が中学校就学児童まで拡充されるが、通院についても、市独自に現在の義務教育就学前までの助成を中学校就学児童まで拡充させてはどうか。そのための財源は幾ら必要なのか。現

時点ですべてが無理とするならば、段階的に小学校就学児童まで拡充できないか。また県下で統一されている医療機関窓口での自己負担を伴う自動償還払いを自己負担の伴わない現物給付方式に変えるよう、市長会を通じ県に強く働きかけるべきと考えるがどうか。

答（市長） 市独自の通院医療費への拡大については、県主催の勉強会においても複数の市町村から負担軽減による過剰受診が想定されることや医療費の増加に伴い、多額の一般財源が必要となることから困難という意見が示されている。本市が通院について中学校就学児童まで助成範囲を拡大した場合、一般財源で約4,500万円、小学校就学児童までとしても約3,000万円が必要となり、現状では困難と考えている。現物給付方式については、それにより国庫負担金が減額され、国民健康保険財政が圧迫されることから、制度改正に努力したいと考えるが、それらが解消されるなど新たな動きや状

況が変化した時点で、市長
会に要望を検討したい。

一般質問

工藤 行義議員



問 桜井市職員のあり方について

松井市長は今定例議会の冒頭、議場において職員の度重なる不祥事について謝罪をされた。不祥事に対する強い思いが感じとれたとはいえ、反省

だけでなく今後が問題である。再発防止に向けてどのように取り組んでいく考えか。また、毎回と言っているほど、専決処分により職務上の交通事故等で損害賠償金が支払われている。あらゆる事故を起こさないために



交通安全講習会のようす

も、職員の育成をしなければならぬのではないのか。市長の大事な職務として職員全員の能力開発や育成がある。能力があり、やる気のある優秀な職員については、必要に応じて、ルールに則り試験をし、クリアしたならば門戸を開くべきと考える。職員の職種変更ならびに日額職員から月額職員への変更について、どのような基準があるのか。市民に対する市民サービスにおいて、上級職、初級職、専門職という区別はないと考える。一貫性を持つ

た考えのもと、優秀な人材を育成し、しっかりとした組織を作り、行政運営に当たってほしい。

答 (市長) 市長として、痛恨の極みであり、重く受け止めており、これまでの取り組みの甘さを痛感している。不適正な事務処理の問題を受け、事象発覚後すぐに、各課の庶務担当者を対象に会計処理に関する研修会を開催し、本来の会計処理を原点から再確認した。今後においても、公務員の大原則である服務の徹底として、義務や制限等に関する内容を各種研修に盛り込み、従来に増して徹底した研修を行いたい。また安全運転に関する講習を新たに開催するなど、全職員で全力を挙げて市民の皆さんの信頼回復に努めたい。

答 (市長公室長) 職員の職種変更については、職種を超えた弾力的な職員配置を図り、職員の意欲と能力の向上、及び組織の活性化を図る目的で、桜井市職種変更制度に関する要綱を定めている。日額職員から月額職員への変更については、職種によって違いがあり、正

問 企業誘致について

規職員の退職者数によって変更した経過もある。

中和幹線沿いの大福及び東新堂地区については、市街化区域に編入されたが、その後目立った動きが見られない。企業からの問い合わせは何社あり、その内、具体的に話が進んでいるのは何社あるのか。また、それらは全区域の何割程度になるのか。これら企業誘致の進捗状況を聞きたい。平成27年度に固定資産税の評価の見直しが行われるが、地権者には十分説明をしてきたのか。早期誘致することが地権者の税の負担軽減にもつながるが、誘致が予定通り進まなかった場合、地権者の税負担についてどのように考えているのか。

答 (市長) 36件の企業が関心を示し、その内の5社と話が進んでいる。誘致地域の面積は、全体で19万2,700㎡になることから、全体の61.6%が具体的に進んでいる状況にある。固定資産税は、平成27年度に市街化区域編入の

事実に基づく評価の見直しを行うが、平成27年1月1日時点で土地の利用状況に現在と変更ない限り、当該土地に対して地区計画による規制があることを考慮した補正を行うことを検討している。

答 (産業建設部長) 地元説明会は、大きく大福地区と東新堂地区に分けて行った。大福地区については、平成21年度に地権者118名に対し、2回に分けて行い、平成22年度には117名に2回に分けて行った。東新堂地区には、地権者16名に対し説明会を行った。

傍聴してみませんか？

市議会の本会議は公開されていて、傍聴することができます。

手続きは、本会議当日、受付で住所・氏名等を記入してから議場にお入り下さい。

※詳しくは議会事務局
(☎ 42-9111 内線 441)

